

山元町運輸業等燃料高騰支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、燃料価格高騰の影響を受け、燃料経費が事業を圧迫している運輸業等事業者に対し、予算の範囲内で、山元町運輸業等燃料高騰支援事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、事業の継続及び経営の安定化を支援することを目的とする。

2 支援金の交付等に関しては、この要綱に定めるもののほか、山元町補助金等交付規則（平成4年山元町規則第24号）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における運輸業等とは、一般乗用旅客自動車運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業及び自動車運転代行業をいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の交付対象者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和7年12月31日以前から町内に事業所又は住所を有し、かつ、町内において運輸業等を営んでいる事業者で、令和8年1月1日以降も事業を継続していること。
- (2) 運輸業等を営むにあたり、必要な営業許可等の取得又は届出をしていること。
- (3) 山元町行政サービス制限実施要綱（平成21年山元町告示第15号）第2条第2号に定める滞納者でないこと。
- (4) 山元町暴力団排除条例（平成25年山元町条例第12号）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(支援金の額)

第4条 運送の用に直接供する車両1台当たりの支援金の額（以下「支援額」という。）は、令和7年1月から令和7年12月までの燃料使用数量（以下「燃料使用量」という。）に10円（以下「支援単価」という。）を乗じた額とし、支援額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。ただし、支援額が15万円を超える場合は、15万円を上限とし、宮城県物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業費補助金又は宮城県旅客運送事業者燃料価格等高騰対策支援金（以下「県事業」という。）により補助金等の交付を受けた場合は、当該金額を差し引くものとする。

2 複数台の車両を運行している場合の支援金は、支援額を合算した額とする。ただし、当該車両のうち、運送の用に直接供しない車両及び運送の用に供することができない車両については、支援金の対象外とする。

3 支援金の交付は、同一の支援対象者に対し一度に限るものとする。

(申請の手続)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、山元町運輸業等燃料高騰支援事業支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和8年9月30日までに町長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 事業の実施に必要な許可、届出等の写し
- (3) 交付申請車両内訳表（様式第3号）
- (4) 申請車両の自動車検査証の写し
- (5) 燃料使用量が確認できる書類（領収書、納品書、管理台帳等）の写し
- (6) 申請者（法人の場合は代表者）の本人確認書類の写し
- (7) 申請者（法人の場合は法人名義）の口座番号が確認できる通帳等の写し
- (8) 県事業の補助金等交付決定通知書の写し
- (9) その他町長が必要と認める書類
（支援金の交付決定及び通知）

第6条 町長は、前条に規定する交付申請書及び添付書類の内容を審査のうえ、支援金を交付することが適当と認めるときは、支援金の交付を決定し、山元町運輸業等燃料高騰支援事業支援金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するとともに、申請者が指定した方法により支援金を交付するものとする。

2 町長は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

3 第3条の規定に該当せず、交付しないことを決定したときは、文書により申請者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第7条 町長は、支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条の要件を満たして支援金の交付決定を受けた者が、後日、交付要件を満たしていないことが明らかとなったとき。
- (2) 第5条の申請内容に虚偽があったとき。
- (3) 誓約書（様式第2号）に誓約した内容に違反したとき。
- (4) 前条第2項により付した条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、適当な期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。